

医 第 1 2 6 8 号
平成 2 5 年 2 月 2 6 日

県 内 各 病 院 長 様

島根県健康福祉部医療政策課長

医療機関における院内感染対策の更なる徹底について（通知）

院内感染対策の徹底については、平成 24 年 12 月 25 日付け医第 1014 号で、インフルエンザ対策の徹底については、平成 25 年 2 月 6 日付け事務連絡で通知をお願いをしているところですが、県内の医療機関においてインフルエンザなどの感染症による集団感染の事案が散見されますので、各機関において今一度、院内感染対策の徹底をお願いします。

また、院内感染が発生した場合には、それぞれ院内感染対策マニュアルでご対応いただくとともに、「医療機関等における院内感染対策について（平成 23 年 6 月 17 日付け医政指発 0617 第 1 号厚生労働省医政局指導課長通知）」にあるとおり、同一医療機関内で同一菌種による感染症の発病症例（※1）が多数にのぼる場合（目安として 10 名以上）、または当該院内感染事案との因果関係が否定できない死亡者が確認された場合は、所管する保健所に速やかに報告をしてください。

また、このような場合に至らない時点においても、必要に応じて保健所への連絡・相談をよろしくをお願いします。

（※1） 次の四菌種は発病前の保菌者を含む：バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌（VRSA）、多剤耐性緑膿菌（MDRP）、バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）、多剤耐性アシネトバクター・パウマニ

島根県健康福祉部医療政策課
担当 松尾・杉谷
電話 0852-22-6700